益田市水道料金審議会 第1回 会議録

開催日時:平成31年1月21日(月)13:10~14:30

開催場所:益田市役所3階 第二会議室

1. 開会

事務局) 皆様こんにちは。定刻となりましたので、これより会議を開催いたしたいと思いますが、その前に資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に送付しておりますが、本日、持参していただけましたでしょうか。

本日使用します資料は、会議次第、委員名簿、益田市附属機関設置条例(資料 1-1~3)、益田市水道事業の概況(資料 2-1)、水道用語集(資料 2-2)、開催スケジュール(資料 3)、それと「新水道ビジョン」となっております。

なお、本日追加資料といたしまして、お手元の方へカラー両面で 3 頁の資料をお配り してございます。お持ちでない方はお知らせ下さい。

事務局) それでは、ただ今から、会議を開催いたします。みなさまにおかれましては、ご多 忙の中、お集まりいただきありがとうございます。私、議事がはじまるまでの間、進行 をつとめさせていただきます、益田市水道部業務課長の村上と申します。どうぞよろし くお願いします。

それでは、開会に先立ちまして、益田市長 山本浩章よりご挨拶申し上げます。 よろしくお願いします。

2. 益田市長 山本浩章 あいさつ

本日は、皆様大変お忙しい中、益田市水道料金審議会にご出席いただき、厚くお礼申 し上げます。また平素から益田市の水道事業に対し、ご理解、ご協力を賜っております ことに、改めて深く感謝いたします。

さて、益田市の水道事業は、昭和8年に給水人口7,200人でスタートし、以来、今年で85年を迎えております。この間、産業・経済の進展に伴う人口増や住民生活の向上などに対応すべく、5期にわたり拡張工事を実施し、平成16年からは新たに水道未普及地域解消のため、水道管等の延長工事を行ってまいりました。

こうした上水道設備の新設・改良に合わせ、市内簡易水道や飲料水供給施設の統合を進め、平成29年度にはこれら統合もすべて完了し、現在、給水人口43,045人、普及率97.6%と、ほぼ市内全域の住民に安全、安心な水道水の提供ができている状況となっています。しかしながら昨今のニュース等でご存知の方もいらっしゃると思いますが、全国的に水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。

益田市におきましても、人口減少や節水機器の普及などにより、給水量が減少し、給

水収益が伸び悩んでいる中で、保有する水道施設の多くは、高度経済成長期に整備されたもので、経年化しており、災害等にも脆弱であることから、今後多額な経費を費やし、計画的に耐震化・更新を図っていく必要がございます。

国では、こうした水道事業体の実態を考慮し、昨年 12 月、「水道法」を一部改正し、 事業体の経営基盤強化に向けた取り組みの推進を打ち出されたところですが、本市にお きましても、益田地域の実態や地域性を踏まえながら、今後の安定経営に向けた対策を 検討してきております。昨年 8 月に策定した「益田市新水道ビジョン」では、水道の現 状や課題を掲げ、新たな指針や目標を定めているところです。

こうした安定経営に向けた取り組みを進めていく上では、事業体内における経費節減などの内部努力は当然でありますが、減少し続けております給水収益の安定的な確保も大変重要な事項であると考えております。

本審議会では、益田市水道事業の実態や料金の改正内容等をご説明させていただく中で、今後の水道料金をどのようにしていくべきかをご審議いただき、貴重なご意見を頂戴したく、諮問させていただくこととしております。

皆様におかれましては、この審議会の趣旨をご理解いただき、活発で有意義なご議論のもと、最終的に益田市の料金改定のあり方につきましてご答申をいただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

3. 益田市水道料金審議会について

(1) 委嘱状交付

事務局) それでは続きまして、審議会委員への委嘱状の交付に入らせていただきます。本来でしたら、一人ずつ委嘱状を交付すべきところですが、本日お配りしております封筒の中に委嘱状を同封してございます。ご確認いただき交付に代えさせていただきます。

(2) 審議会委員及び事務局職員の紹介

(3) 益田市水道料金審議会について

事務局) 附属機関の名称、担任事務、委員の定数及び構成、任期及び表決方法を説明【資料 1-1】

事務局) 会議の成立を報告【資料1-2】

4. 会長、副会長の選任

委員の互選により、会長に公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授 村山誠委員 を、副会長に益田市連合自治会長会会長 大久保稔委員を選任。

5. 村山会長あいさつ

6. 諮問

益田市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、益田市長から村山誠会長へ諮問 【諮問書】

7. 議事

会長) 益田市行政情報公開条例第 21 条の 2 では、審議会は原則公開とし、議決により非公開にすることができるとなっておりますが、全て公開にしてはどうかと考えますがいかがでしょうか。また、審議会の状況等は、情報提供や透明性を確保するため、市のホームページに掲載することとなりますが、いかがでしょうか。 賛成される方は挙手をお願いします。

委員) ~举手多数~

会長) 審議会はこれより公開となります。傍聴希望者がいらっしゃいましたら入ってください。

~傍聴希望者の受入れ~

会長) それでは議事に入りたいと思います。議事進行にご協力お願いします。益田市水道 事業の概況について事務局から説明をお願いします。

事務局) 益田市水道事業の概況【資料 2-1、追加資料】

~事務局説明~

く質疑等>

- **会長**) それでは、ただいま事務局から説明がありました内容について何かご質問がありま すでしょうか。
- **委員**) 合併して料金が統一になったということですが、旧美都、旧匹見、旧益田で今まで の価格差っていうのはどれくらいあったのでしょうか。
- 事務局) 益田市の料金体系は、それぞれの用途ごとに基本料金と超過料金から成り立っています。現行の料金体系等については、次回の審査会で資料を提示していく予定ですが、ここではご家庭での使用を前提とした一般用について、その単価の比較ということで説明しますと、益田市では、基本水量を8㎡とし、基本料金は税抜きで1,010円となっています。超過料金については、9㎡から1㎡につき145円となっています。

一方、旧美都町では、8 m³までを基本水量とし、基本料金は 1,050 円、9 m³から 1 m³に つき 130 円となっていました。

また、旧匹見町につきましては、基本水量は益田市や美都町と違い 10 ㎡までを基本水量としており、基本料金は 1,450 円、11 ㎡から 1 ㎡につき 160 円となっていました。

と言うことで、合併に伴う料金の統一により旧美都町では、基本料金は下がりました

が、超過料金は上がっております。また旧匹見町では、基本料金、超過料金共に下がって おります。

会長) 他に何か質問がありますでしょうか。ご質問がないようでしたら本日の議事は終了 したいと思います。

7. その他

- **会長**) その他のところで事務局の方から連絡事項等ありましたらお願いします。
- 事務局) ・次回審議会開催日等のご案内【資料3】
 - ・第4回開催に向けた日程調整について
 - ・「益田市新水道ビジョン」(平成30年8月策定)について
 - ~事務局説明~
- **会長**) では、ただいまの事務局からの報告について何かご質問等がありますでしょうか。
- **委員**) 先ほど申し上げれば良かったんですが、次回以降の審議会で、具体的に料金の改定 を検討してくということだが、例えば、一人暮らしの方の負担がどれくらいとか細かい ところを、解かりやすく示していただくと、今後の市民への負担というのがどれくらい になるのかというのがわかる。

それと、他の自治体のことはわかりませんが、美都町の場合、農業集落排水事業に係る料金と水道料金が一体となっております。このたびの改定によってどのように変化するのかも示していただきたい。

- **会長**) ただ今の委員の質問に対して事務局の回答をお願いします。
- 事務局) まず 1 点目についですが、私ども事務局の方といたしましても、委員のみなさま をはじめ市民のみなさまに対しても、難しい言葉をなるべく避けるようにし、わかりや すい資料の作成、提出に努め、ご審議していただくよう進めていきたいと考えておりま すのでよろしくお願いいたします。

また 2 点目の農業集落排水事業に係る料金、いわゆる下水道料金についてです。現在下水道料金は、水道の検針水量を基に計算しておりますが、水道料金とは別の料金体系となります。下水道料金につきましては下水道課が所管しており、一概に私どもでは申せませんが、このたびの水道料金の改定によって下水道料金への影響は無いんじゃないかと思っております。

- 会長) その他、何かありますでしょうか。
- **委員**) 去年の新聞だったと思うんですが、水道事業に関して民営化の記事が載ってました が良いこともあればそうでないことも書いてあったのを見かけたのですが、益田市では どのようにお考えでしょうか。
- **委員**) 昨年 12 月に国会で水道法の改正ということで、民営化、広域化といったところから本来の目的といたしましては基盤強化、要するに地方公共団体いま事務局の方から説明がありましたが大変苦しい状況に陥っているという中でどういう風な方策をすれば地方

公共団体、地方の事業体の経営改善が進むだろうか、ということが議論になりまして、今おっしゃられました民営化もその一つの手法として取り上げられて新しい水道法の中で議論されたわけですけれども、いざ益田市で大きなところの民営化という国が決めた民営化というものを当てはめてみますと、まず地域環境が全然違います。あれは全国すべてを対象として出来ていますので、法律ですので。都会地のような条件優位地もあれば、益田はどちらかというと条件不利地になります。こうした所に国が言うような運営権を渡して民間にやらせるという手法なんですけれども、これをやったとしても、まず住民の理解が得られないだろうという部分が一つあります。それから条件不利地であるがゆえに民営化すると、おそらく料金を大きく上げてください、という、ある程度規制はかけられるんですけれども規制をかけると儲けになりません、ということで大きく上がる可能性があります。

それから、先ず、第一に手を挙げる企業が無いでしょう。というような様々なことを考えておりまして、今のところ益田の方でそんなことやっても通用しないだろう。今まで通り粛々と地方公共団体が責任をもって水道事業を運営していこう、というような気持ちでおります。

会長) その他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、予定をしておりました議事については以上になります。ご協力ありがとうございました。

8. 閉会

事務局) それでは最後になります。本日、委員の皆さまにおかれましてはご多忙にもかかわらず貴重な時間をいただきましてありがとうございました。また村山会長には審議会をスムーズに進行していただきましてありがとうございました。本日の審議結果につきましては事務局の方で速やかに議事録等作成いたしまして市のホームページの方へ掲載したいと思っております。本日は本当にありがとうございました。